

旭川医科大学病院倫理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院倫理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院倫理委員会規程（平成30年旭医大達第14号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 副病院長又は病院長補佐のうちから1人	(1) 副病院長又は病院長補佐のうちから1人
(2) 医療安全管理部長	(2) 医療安全管理部長
(3) 内科系診療科長のうちから1人	(3) 内科系診療科長のうちから1人
(4) 外科系診療科長のうちから1人	(4) 外科系診療科長のうちから1人
(5) 手術部長	(5) 手術部長
(6) 薬剤部長	(6) 薬剤部長
(7) 看護部長	(7) 看護部長
(8) 診療技術部長	(8) 診療技術部長
(9) 専任リスクマネジャーのうちから1人	(9) 専任リスクマネジャーのうちから1人
(10) <u>医療ソーシャルワーカー</u> のうちから1人	(10) <u>メディカルソーシャルワーカー</u> のうちから1人
(11) 事務局次長（病院担当）	(11) 事務局次長（病院担当）
(12) 学外の有識者で、医学を専門とはしない者 1人	(12) 学外の有識者で、医学を専門とはしない者 1人

(13) その他委員長が必要と認める者
(略)

附 則

この規程は、令和7年5月14日から施行し、令和7年5月1日から適用する。

【改正理由】

院内で使用する職名を統一するため、所要の改正を行うものである。

(13) その他委員長が必要と認める者
(略)